

移動等円滑化評価会議の設置について

令和元年 5月

国土交通省総合政策局安心生活政策課

I. 会議設置

1. 設置の趣旨

移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）については、今般の改正バリアフリー法（第4条第1項、第52条の2）に以下のように位置づけされている。

- ① 評価会議は、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者、その他の関係者で構成し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価する。
- ② 国は、移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、評価会議その他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努める。

2. 構成員

以下の点に留意し、関係行政機関、当事者団体、地方公共団体、施設設置管理者、有識者等で構成。

- ・ 様々な障害種別の当事者の参画を得ることとする。
- ・ 当事者団体の数が施設設置管理者の数を上回ることとする。

3. その他

評価会議及び地域分科会は、国の責務として行う一方で、市町村等においては、マスタープランや基本構想の協議会（法第24条の4、第26条）等を活用し、移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価するよう努めることが必要（基本方針にもその旨を明記）。

Ⅱ. 第 1 回評価会議の概要

1. 議題

○移動等円滑化評価会議等の設置について

- ・ 移動等円滑化評価会議の設置（別紙 1）
- ・ 委員名簿（別紙 2）
- ・ 移動等円滑化評価会議 運営規則（別紙 3）
- ・ 分科会の設置（別紙 4）

○改正バリアフリー法について

○移動等円滑化の進展状況について

- ・ 基本方針に定める移動等円滑化の目標達成状況
- ・ 基本構想の作成状況
- ・ 建築物の委任条例の制定状況
- ・ ソフト施策の取組状況

○その他

- ・ 最近の主な取組等

2. 概要

事務局より資料を説明し、意見交換を行った。

地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、10 ブロックに「地域分科会」を設置することとされた。

また、様々な障害特性等に応じた課題を適切に把握するため、国土交通本省において各当事者団体その他の関係者との「特性に応じたテーマ別意見交換会」を開催することとなった。

以上

移動等円滑化評価会議の設置について

平成31年2月26日
国土交通省

1 組織

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第4条第1項及び第52条の2に基づき、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者が定期的に、移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。
- (2) 評価会議に、移動等円滑化に係る特別の事項を把握評価させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 委員等の委嘱

委員及び臨時委員は、移動等円滑化に係る施策に関し知見を有する者のうちから、国土交通大臣が委嘱する。

3 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。
- (3) 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する把握評価が終了したときは、解任されるものとする。
- (4) 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

4 座長

- (1) 会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 分科会

- (1) 評価会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- (2) 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- (4) 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 庶務

評価会議の庶務は、国土交通省総合政策局安心生活政策課において総括し、及び処理する。

7 雑則

前各項に定めるもののほか、評価会議及の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

【参照条文】

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

＜国に関する規定＞

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

＜市町村に関する規定＞

（協議会）

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3～6 （略）

（協議会）

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 基本構想を作成しようとする市町村
- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3～6 （略）

○移動等円滑化の促進に関する基本方針（抄）

五 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

移動等円滑化評価会議 委員名簿

- 秋山 哲男 中央大学研究開発機構 教授
 高橋 儀平 東洋大学ライフデザイン学部 教授
 新田 保次 大阪大学 名誉教授
 佐藤 聡 認定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長
 藤井 克徳 認定特定非営利活動法人 日本障害者協議会 代表
 宇佐美岩夫 社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 常務理事
 今村 登 全国自立生活センター協議会 副代表
 阿部 一彦 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 会長
 伊藤 和男 社会福祉法人 日本盲人会連合 副会長
 久松 三二 一般財団法人 全日本ろうあ連盟 事務局長
 小川 光彦 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事・
 情報文化部長
 大濱 眞 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 代表理事
 久保 厚子 全国手をつなぐ育成会連合会 会長
 三澤 一登 一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 副理事長
 小幡 恭弘 公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会 事務局長
 原 等子 公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
 齊藤 秀樹 公益財団法人 全国老人クラブ連合会 常務理事
 有田 芳子 主婦連合会 会長
 松田 妙子 特定非営利活動法人 子育てひろば全国連絡協議会 理事
 大日方邦子 一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会 副会長
 グリズデイル アゼリーグループ 社会福祉法人 江寿会 アゼリー江戸川ウェブ
 バリー ジョシュア マスター / 「ACCESSIBLE JAPAN」運営者
 藤倉 茂起 川崎市 副市長
 米田光一郎 三沢市 副市長
 阿部 真臣 東日本旅客鉄道株式会社 サービス品質改革部 次長
 伊藤 勝明 東海旅客鉄道株式会社 総合企画本部投資計画部 担当部長
 加藤 勇樹 西日本旅客鉄道株式会社 鉄道本部 安全推進部 企画室長
 滝澤 広明 一般社団法人 日本民営鉄道協会 運輸調整部長
 船戸 裕司 公益社団法人 日本バス協会 常務理事
 熊谷 敦夫 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 業務部長
 佐藤 宏幸 一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会 専務理事
 須田 弘次 一般社団法人 日本旅客船協会 常務理事
 奥山 哲也 定期航空協会 事務局長
 高柴 和積 一般社団法人 全国空港ビル事業者協会 常務理事
 岩佐英美子 一般社団法人 日本ホテル協会 事務局長
 岡本 光生 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 事務局次長

(敬称略、順不同)

移動等円滑化評価会議 運営規則

平成 31 年 2 月 26 日
移動等円滑化評価会議決定

(趣旨)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四条第一項及び第五十二条の二の規定に基づく移動等円滑化評価会議（以下「評価会議」という。）の議事の手続きその他評価会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 評価会議は、座長が招集する。

2 座長は、評価会議を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、評価会議の委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。

(書面による議事)

第三条 座長は、やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。

(議長)

第四条 座長は、議長として評価会議の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第五条 座長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、評価会議に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録等)

第六条 評価会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録を非公開とすることができる。

3 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利害を害するおそれがあるときは、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、評価会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が評価会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 26 日から施行する。

分科会の設置について

平成 31 年 2 月 26 日
移動等円滑化評価会議決定

1 地域分科会の設置

- (1) 地域における移動等円滑化の進展状況を把握し、及び評価するため、以下の分科会を設置する。
- ・ 北海道分科会
 - ・ 東北分科会
 - ・ 関東分科会
 - ・ 北陸信越分科会
 - ・ 中部分科会
 - ・ 近畿分科会
 - ・ 中国分科会
 - ・ 四国分科会
 - ・ 九州分科会
 - ・ 沖縄分科会
- (2) 各地域分科会の庶務は、必要に応じて関係機関の協力を得て、各地域の地方運輸局交通政策部及び地方整備局企画部（北海道分科会においては北海道開発局開発監理部）において処理する。ただし、沖縄分科会の庶務は、内閣府沖縄総合事務局運輸部及び開発建設部において処理する。
- (3) 各地域分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。